

# 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 徴収猶予の特例制度の申請手続について

## 猶予の要件

### ■徴収猶予の特例（地方税法附則第59条）

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、次のすべての要件に該当するときは、申請により、**1年以内の期間に限り**、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 令和2年（2020年）2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 道税の全部又は一部を一時に納税することが困難であること
- ③ 徴収猶予の特例を受けようとする道税の納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）が、令和3年（2021年）2月1日までであること

※ 「事業等に係る収入」には、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）が含まれます。ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

## 申請の手続

徴収猶予の特例を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収猶予申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」  
ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 事業収入の減少等の事実を証する書類  
売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど

※ 担保の提供は不要です。

※ 書類の滅失、病気等による入院などで添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

- 申請書や記載例などは [道税 コロナ猶予](#) からダウンロードできます。

## 申請の期限

徴収猶予の特例を受けようとする道税の**納期限までに申請**（納期限が延長された場合は延長後の期限まで）してください。

## 猶予の効果

徴収猶予の特例が認められると、督促や財産の差押えが猶予され、猶予期間中の延滞金の全部が免除されます。

## 猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、総合振興局等から「徴収猶予許可通知書」又は「徴収猶予不許可通知書」を送付します。

## 猶予の取消

徴収猶予の特例が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ① 偽りその他不正な手段により猶予の申請をした場合
- ② 猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により猶予の継続が不適当となった場合など

-----

上記の「徴収猶予の特例」の要件を満たさない場合でも、次のような猶予制度が認められることがあります。

### ■換価の猶予（地方税法第15条の6）

新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合、次のすべての要件に該当するときは、申請により、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

- ① 道税の納税について誠実な意思があること
- ② 換価の猶予を受けようとする道税以外の道税の滞納がないこと
- ③ 道税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること

### ■徴収の猶予（地方税法第15条）

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして次のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがあります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産の廃棄に関して生じた損失額に相当する金額
- ② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、道税を一時に納税できない額のうち、医療費、治療等に付随する費用
- ③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、道税を一時に納税できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、道税を一時に納税できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

- 
- 詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。